自己資本の構成に関する開示事項(平成28年3月期自己資本比率・バーゼルⅢ基準)

(平成26年金	融庁告示第7号、附則別紙様式第一号)				百万円、%)
	項目	当期末	経過措置に	前期末	経過措置に
該当番号			よる不算入 額		よる不算入 額
並通株式空T	 ier1資本に係る基礎項目 (1)				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	普通株式に係る株主資本の額	324, 243		302, 500	
1a 1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	10, 385		10, 385	
2	うち、利益剰余金の額	315, 457		293, 792	
1c	うち、自己株式の額(△)	- 010, 101		233, 132	
26	うち、社外流出予定額(△)	1,600		1, 678	
20	うち、上記以外に該当するものの額	1,000		1,010	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	_			
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	35, 239	23, 492	28, 473	42, 709
3		33, 239	23, 492	20, 413	42, 109
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の 額に算入されるものの額の合計額	_		_	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	359, 483		330, 973	
普通株式等T	ier1資本に係る調整項目 (2)				
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1, 113	742	888	1, 332
8	うち、のれんに係るものの額	_	_	_	_
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	1, 113	742	888	1, 332
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_	_	_
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 171	△ 114	△ 121	△ 182
12	適格引当金不足額	1, 277	851	588	881
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_	_	_
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自 己資本に算入される額	_	-	_	-
15	前払年金費用の額	7, 323	4, 882	4, 723	7, 085
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	- 1, 020	-	-	-, 000
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	_	_		_
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	90	60	1, 463	2, 194
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	-	290	435
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段の うち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	290	
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	_	_
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限 る。)に関連するものの額	_	_	-	-

	22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_	_	_
	14					
2	23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段の うち普通株式に該当するものに関連するものの額	_	-	-	_
2	24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	ı	_	-
2	25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	1		_	_
2	27	その他Tier1資本不足額	425		441	
2	28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	10,060		8, 273	
普通树	k式等T	ierl資本			-	
2	29	普通株式等Tier1資本の額((イ)ー(ロ)) (ハ)	349, 423		322, 700	
その他	Tier1	資本に係る基礎項目 (3)				
	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその 内訳	-		_	
00	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	_		_	
30	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	_		-	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の 額	-		-	
33-	+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本 に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
		経過措置によりその他Tierl資本に係る基礎項目の額に 算入されるものの額の合計額	-		-	
3	36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	-		-	
その他	Tier1	資本に係る調整項目				
3	37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	_	_	_	-
3	38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	_	_	-	-
3	39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	_	_	_	_
4	10	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	_	-	_
		経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に 算入されるものの額の合計額	425		441	
		うち、適格引当金不足額に関連するものの額	425		441	
4	12	Tier2資本不足額	-		-	
4	13	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	425		441	
その他	Tier1	資本				
4	14	その他Tier1資本の額((ニ)ー(ホ)) (へ)	-		_	
Tier1	資本	·		_	•	
4	15	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	349, 423		322, 700	
Tier2	資本に					_
46		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	ıc	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	_		-	
	10	Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		-	
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	_		-	
47	+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る 基礎項目の額に含まれる額	-		-	
				-		

50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入 額の合計額	4	8	/
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	4	8	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-		
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	15, 155	28, 164	
	うち、評価・換算差額等に関連するものの額	15, 155	28, 164	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	15, 160	28, 173	
Tier2資本に	- 係る調整項目			
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-		_
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達 手段の額	-		_
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	99	66 1,038	1,557
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-		_
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	427	472	/
	うち、適格引当金不足額に関連するものの額	425	441	
	うち、旧告示における控除項目に該当するものの額	1	31	/
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	526	1,510	
Tier2資本	2 The Bloom Manage 2 Street By		2, 020	
58	Tier2資本の額((チ)ー(リ)) (ヌ)	14, 633	26, 662	
総自己資本				
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	364, 056	349, 363	
リスク・ア	セット (5)			
_	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるも のの額の合計額	5, 838	15, 310	/
	うち、前払年金費用に関連するものの額	4, 882	7, 085	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関 連するものの額	213	6,772	/
	うち、その他金融機関等の対象資本調達手段に関連 するものの額	-	120	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額	742	1, 332	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	2, 230, 703	2, 294, 611	
自己資本比	率			
61	普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	15. 66	14.06	_
62	Tier1比率((ト)/(ヲ))	15. 66	14.06	_
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	16. 32	15. 22	_
調整項目に	系る参考事項 (6)			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項 目不算入額	36, 703	35, 844	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通 株式に係る調整項目不算入額	1, 163	35, 479	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額			
		_		

Tier2資本に	こ係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7	7)			
76	一般貸倒引当金の額	4	8		
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	45	59		
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-		
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	12, 704	13, 060		
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)					
82	適格旧Tierl資本調達手段に係る算入上限額	-	-		
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	_	-		
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-	-		
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-		